

守るマナーと広がる活動

歩きながらスマートフォンを操作して他人にぶつかるなど、いろいろなマナーが社会問題になっています。

マナーやルールを守ることは、事故の防止や周囲の環境を良くすることにつながります。

みなさんも今一度、自分の行動について見直してみませんか。

市では、市民のみなさんが安全で心地よい時間を過ごせる街にするために、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例(通称：市民マナー条例)を制定し、歩きタバコなどに関するマナー向上に努めています。

☎320・1333市民マナー条例担当室

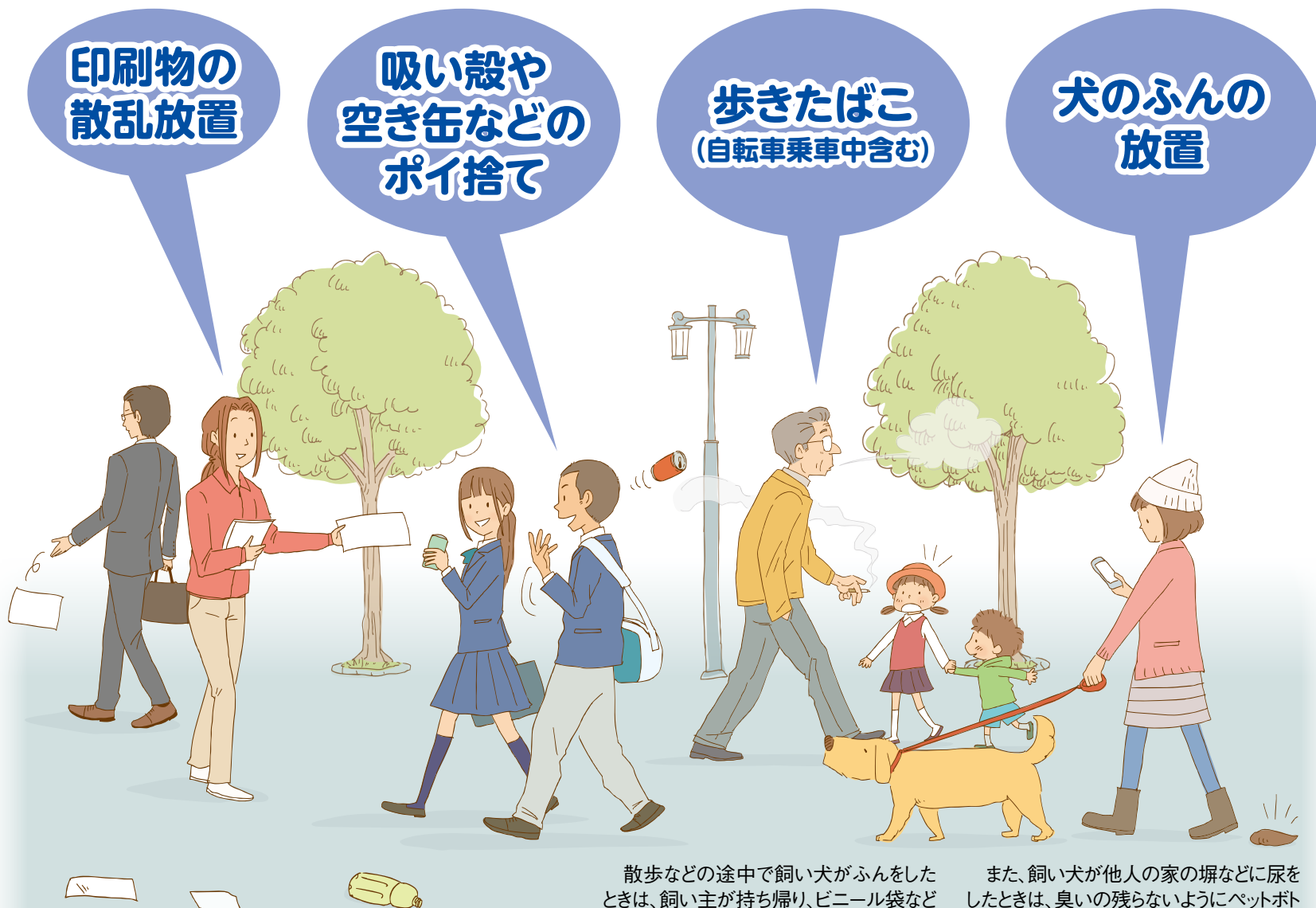


▲市民マナー条例キャラクター「マナリン」

市民マナー条例とは

歩きタバコは、受動喫煙による健康への影響とともに、小さな子どもなど、まわりの人たちをやけどさせる危険性があります。そして、空き缶などのポイ捨てや犬のふんの放置は、地域の生活環境を悪化させます。市民マナー条例は、これらの行為をなくし、市民の健康と安全で清潔な生活環境の実現を目的としています。

市内全域の公共の場所(道路・公園など)での禁止行為



散歩などの途中で飼い犬がふんをしたときは、飼い主が持ち帰り、ビニール袋などに入れ、「燃やすごみ」と一緒に出してください。

また、飼い犬が他人の家の塀などに尿をしたときは、臭いの残らないようにペットボトルの水をかけるなど、他人に迷惑をかけない適切な管理が飼い主に求められています。

ステッカーを差し上げています

市では、自宅の塀など(自分の敷地内)に張ることのできるステッカー(縦24cm×横12cm)を希望する方に差し上げています。

申(市)市民マナー条例担当室、(市)総合市民相談課、(支)総務課、南行徳市民センター、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、市民課中山・国分信篤窓口連絡所



路面シートで啓発しています



市民マナー条例で禁止していることを、道路に路面シートを張ってお知らせしています。「通学時間帯に歩きタバコで通行する大人がいて、子どもが危険」「空き缶のポイ捨てが多くて困っている」など、市民マナー条例を守るように道路に標示したい場合は、市民マナー条例担当室までご連絡ください。周辺の状況を確認のうえ、市職員が路面シートを張ります(基本的に立会いをお願いします)。

市では、市民マナー条例推進指導員として12人の警察官OBを採用し、2人1組で路上禁煙・美化推進地区を巡回し、条例違反者に指導するとともに過料を科しています。また、自転車安全利用の声かけもしています。



推進指導員による 指導、過料の徴収

市民マナー条例を推進するために、地域活動の支援や周知啓発活動を行っています

市民マナーサポーター による啓発活動

市長から市民マナーサポーターとして委嘱された約200人(39班)の地域の方々が、揃いの赤いベスト・帽子などを着用し、駅や地元のイベント会場などで啓発用ポケットティッシュの配布や周辺の清掃などの活動を行っています。

平成24年度の活動回数は全体で771回です。市民マナー条例の啓発では中心的な役割を担っており、地域のリーダーとしての活躍が期待されています。

市民マナーサポーターの活動を始めて約4年が経過し、路地裏などを除いて、JR本八幡駅前は以前と比べ、吸い殻や空き缶などのポイ捨てが減ってキレイになりました。路上喫煙についても見かける回数は少なくなったと思います。啓発活動の際に「市民マナー条例をお願いします」と言って、ポケットティッシュを渡すと快く受け取ってくれる方が多くなっているのが活動への励みになっています。



▲八幡地区 加藤 良雄さん

市民マナーサポーターの声

路上禁煙・美化 推進地区



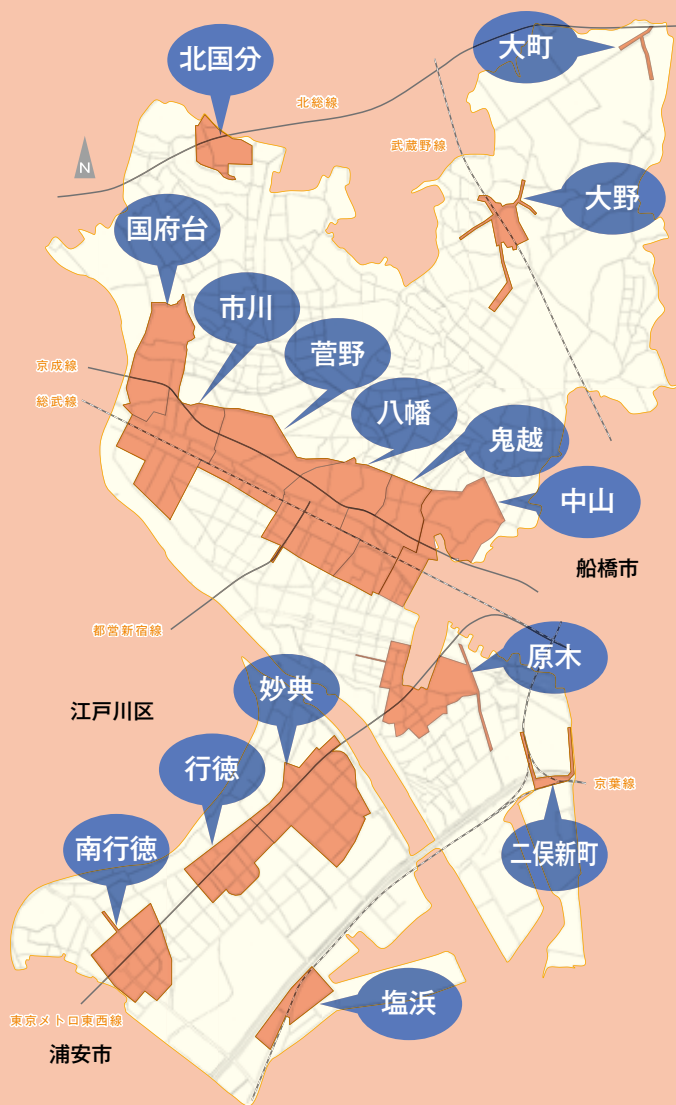
◀市民マナー条例キャラクター「マナーマン」

生活環境の悪化を防止するため、特に人通りが多い駅周辺の15地区を路上禁煙・美化推進地区に指定しています。

路上禁煙・美化推進地区内の道路上での禁止行為

喫煙 空き缶などのポイ捨て 犬のふんの放置

※違反者には2,000円の過料が科せられます。



登録している団体は、このような活動をしています



塩浜の高齢者クラブのメンバー約10人で、毎月2時間程度、塩浜地域の見回りを行っています。同時に、子どもの下校時に見回りも行っています。

塩浜第二青春の会



和洋女子大学の学生約40人で年6回、3～4時間かけて、大学周辺の清掃活動を行っています。他にも毎週1時間程度の清掃も行っています。

わよボラ

市民マナー協力団体への支援

市民マナー協力団体とは

5人以上の団体や事業者で、地域の見回りや清掃活動など、市民マナー条例の推進につながる活動をしています。

募集

登録団体には、活動で必要となる腕章や清掃用具などを貸与・支給します。

詳しくは、お問い合わせください。

☎03-3201-3333 市民マナー条例担当室

▼腕章

